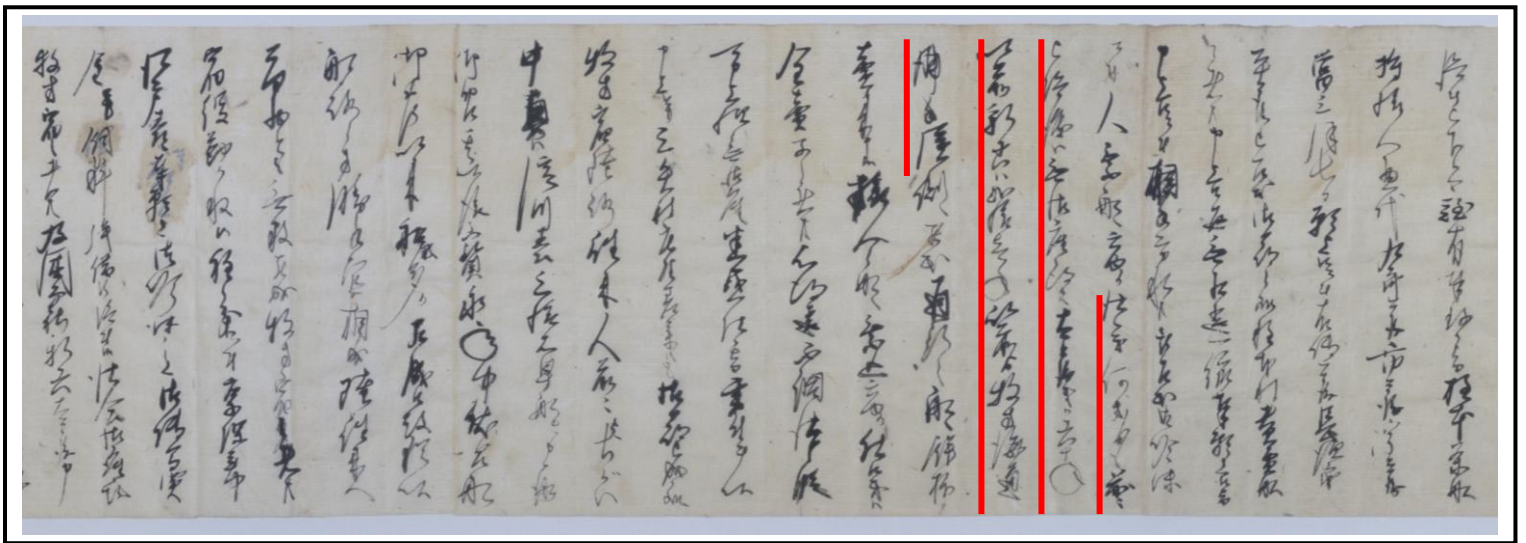


発行 市立枚方宿鍵屋資料館

〒573-0057 大阪府枚方市堤町 10-27
TEL・FAX 072-843-5128

資料紹介

「御配濟書写」 高槻柱本煮売茶船仲間文書(浜家文書) —茶船と餅屋の争い—



▲ 市立枚方宿鍵屋資料館 複製展示部分 安永 2 年 (1773) 6 月 23 日「御配濟書写」(浜家所蔵文書)

棒線部「太兵衛義ハ六十年以前、新六ハ式拾壹年以前より枚方海道浦手浜側へ罷出、通行之船へ餅杯売来申候」

写真は、^{ちやぶねもちしゅう}「茶船持衆」と、枚方の「餅屋衆」の間で安永 2 年(1773)に起きた争論、‘餅売公事’^{くじ}の關係文書のうちの一点、^{ごはいさいかきうつし}「御配濟書写」である。煮売茶船の筆頭総代を務めた高槻柱本の浜家に伝来するもので、当資料館の前身である旅籠「鍵屋」の当主、^{かぎやたへい}「鍵屋太兵衛」の名がはじめて登場する史料であることから、当資料館に複製が常設展示されている。浜家文書(高槻柱本煮売茶船仲間文書)は、故日野照正氏によって『近世淀川水運史料集』に翻刻されており、‘餅屋公事’の關係文書は、7点(表①～⑦)が所収される。これらは、18 世紀後半の枚方宿と淀川の關係性を知るうえで興味深い資料であり、改めて内容を紹介したい。

通称「くらわんか舟」の名で親しまれる、淀川筋における「茶船(煮売船)」の営業は、17 世紀初頭に高槻柱本村の人々が特権として幕府から公認されたものであった。しかし、同様の小舟^{もりぐち}が守口や橋本、毛馬などの流域他村からも出されたため、都度、柱本村の茶船が独占権を主

安永2年(1773) '餅売公事'の経過

2月	高槻柱本・枚方過書船下・枚方伏見船下のあわせて19艘の茶船持ちが相談し、「餅屋衆」に「船乗込商」の差し止めを求めて協定を結ぶ。	①
2月5日	餅屋衆のうち、餅商いの禁止を承諾しない鍵屋太兵衛と山城屋新六の2名を相手取り出訴。枚方の伏見船下の茶船3艘も一緒に出願。	②③
3月7日	柱本と枚方伏見船下の茶船衆の訴状が奉行所に受理され、太兵衛らが召し出される。	④⑤
3月13日	奉行所から双方が召し出されて吟味される。訴訟中は餅売りを控えるように仰せ渡しがあったにもかかわらず、太兵衛と新六が商いを続けているとして茶船が抗議。	④
6月23日	奉行所から裁許がくだされ、太兵衛と新六が餅商いをしない旨を誓約した証文を提出。太兵衛は60年以前、新六は21年以前から「海道浦手浜側」で餅商いを続けてきたと主張しつつも、「船乗込商」の停止を承諾して内済となる。	⑤
?	「船乗込商」については差し止めの裁許がくだされたが、鍵屋太兵衛と山城屋新六から「陸差出売」をしたいとの交渉が持ちかけられ、茶船衆が迷惑する。「陸差出売」は「船乗込売」と同前として、差し止めを出願。	③
8月中旬	太兵衛と新六が餅商いを続けていたため、これに触発された他の4名(三矢村の浜屋久兵衛・油屋長兵衛、泥町村の角屋又兵衛、伊加賀村の大和屋新七)も商いを再開するようになった。「表浜通」での商いであれば構わないとの奉行所の仰せ渡しであったが、裁許に反する商いもみられ、茶船衆が差し止めを再度出願。	⑥
9月5日	空き舟に乗って売るなどの餅売りも取りやめることで和談。三矢村庄屋年寄・伊加賀村挨拶人・中野村挨拶人と柱本の茶船衆が証文を取り交わす。	⑦

① (船乗込餅屋商指留協約覚書控 (25))

② (餅売公事願書控 (26))

③ (餅差出売差留願書控 (27))

④ (餅公事訴状控 (28))

⑤ 「御済配書写 (29)」

⑥ (餅公事訴状下書 (30))

⑦ (餅売和談為取替一札 (31))

①～⑦は『近世淀川水運史料集』(日野照正編 同朋舎 1982年)所収。()は同書掲載の仮表題と資料番号。「」は原表題。

張し、抗議や訴訟に発展した。対岸の枚方では、枚方過書座船番所の公用勤の便宜のために、柱本村からの派遣で茶船商いがはじめられたが、次第に増加して柱本の茶船を脅かすようになり、18世紀には両所の対立が深まった。このような茶船同士の緊張関係のなかに、新たな火種をもたらしたのが、枚方の「餅屋衆」による淀川筋の「旅人乗合船」あるいは「荷船」に対する「餅商い」であった。

柱本茶船持10名と枚方伏見船下の茶船持3名が協定を結び、大坂町奉行所(神谷大和守)に餅商いの差し止めを求めたのは、安永2年春のことである。「餅屋」という新たに出現した商敵に対抗するため、本来は対抗関係にあった枚方と柱本の茶船持が手を結んだのである。「餅屋衆中」のなかでも、鍵屋太兵衛と山城屋新六の2名が抗議を聞き入れず商売を続けているとして、槍玉にあげられた。6月23日に太兵衛と新六が証文を差し入れ一旦内済したものの、その後両名から茶船衆に対し、売り方について妥協点を引き出そうとする掛け合いがあった。さらに、8月には一度は餅売りを控えていた他の4名も、兵衛らに触発されて商いを再開するようになったため、茶船が再び出訴し、9月5日によりやく和談となった。

興味深いのは、茶船の営業を脅かすほどに盛んになった、餅屋衆の販売方法である。一連

の文書によると、乗合船に対する餅屋の商いにはおおよそ三つの方法があった。

【1】「船乗込売」

【2】「陸差出売」(或は川中へ入込売)

【3】「明き船へ乗込売」

【1】は枚方を通行する三十石船などの旅客船や荷船に、売り子が乗り移って商売をする方法で、船着場に停泊中の船に乗込むものか、運行中の船に別の小舟から飛び移るものかはっきりしないが、空き舟を使った商いである【3】と区別して記されているところをみると、港に停泊中か、綱曳きで川岸近くを徐行する「登り船」等に飛び込む可能性が高いのではないか。【2】は船には乗り移らず、岸边から差し出したり、売子が川に浸かって船縁に近づき、商いをする方法であろう。【3】は空き舟を川に出して、船上から商いをするものと思われ、茶船に類似した商い方であろう。

一見すれば、茶船商いと重複する【3】が真っ先に抗議の対象となりそうだが、当初問題とされたのは、【1】の「乗込売」であった。「三十石夢の通路」という上方落語の噺に、伏見の船宿から三十石船に乗込むと、出発までの間にいろいろな土産物を売りに来るという下りがあるが、このような停泊時間を利用した手軽な商いとして、頻繁におこなわれたのではないか。6月23日の証文には、その対象が「乗込売」であることが明記されており、餅屋衆に抜け道を与えることになった。太兵衛と新六の両名は、自分たちの居住領域の延長である「陸」からの差出し売りであれば問題なかろうと交渉を持ちかけたのである。むろん、茶船衆は拒否したが、最終的な奉行所の裁許では【1】と【3】のみが明確に差し止められ、【2】については「表浜通斗二而商仕候儀者、おもてはまどおりばかりにてあきないつかまつりそうろうぎは差構二相成不申候得共…(表⑥)」と、ほぼ容認のかたちで和談に至ったとみられる。

では、「餅屋衆中」とはどのような者たちであったのだろうか。先に述べたように、鍵屋太兵衛は、当資料館の前身、旅籠「鍵屋」の当主と推測される。6月23日の「御濟配書写」のなかで、太兵衛は60年以前、新六は21年前から「海道浦手浜側」にて餅売りをおこなってきたと申告しており(掲載写真棒線部)、両名とも、餅売りの「老舗」であることを強調している。幕末頃の鍵屋は堤町に店を構え、裏手に位置する船着場(鍵屋浦)の船待ちとして繁盛した。江戸時代の淀川は、左岸の枚方側に食い込むように流れており、とくに、三矢村と伊加賀村飛地の堤町や、泥町村は町並みの裏手が淀川に接する立地にあった。17世紀後半の新開地である堤町に、太兵衛がいつ頃移住してきたものか明確でないが、率先して船に餅売りをしてきたというのであるから、18世紀初頭には、すでに同町の住人であった可能性が高い。山城屋新六と他の4名も、三矢村、泥町村、伊加賀村(おそらく伊加賀村堤町)の住人であり、餅売りの商いは、船の動きに応じてタイミングよく船着場や岸边に出ていくことができる者たちによってはじめられた、手軽な商いであったのだろう。

‘餅売公事’から約50年後の文政8年(1825)に記された「旅籠屋并商人宿煮売家名前書上帳」(畠中家文書)では、鍵屋太兵衛は商人宿として登場する。また、先の「御濟配書写」で太兵衛らは、餅商いをはじめた背景に、淀川舟運の繁栄による街道交通量の減退を

示唆しており、「餅屋衆」の大半は本来、京街道筋を往来する旅客相手の商売をおこなっていたであろう。また、山城屋新六は「隅屋半兵衛の借家人」であり、彼らはどちらかといえば、零細・新興の商人であったと推測される。そのような彼らの目はおのずから、背後に広がる淀川舟運がもたらす市場に注がれたのではなかろうか。まだ過書座支配の統制力も十分に機能していた安永年間。‘餅売公事’は、ほぼ茶船持衆の勝訴で終わったが、陸からの差出売りは差し止めしきれず、これで餅売りが一掃されたとは思えない。張り巡らされた権益の隙をうかがいながら淀川の市場に進出していった彼らのなかからは、鍵屋太兵衛のような成功者も現れたのであろう。

展示によせて

中国式の五ツ玉算盤そろばん—商いの七ツ道具展から

現行の教育指導要領では、小学校3年生の算数に算盤を使った珠算の授業が組み込まれています。電卓やパソコンソフトを使って計算することが当たり前となった今日でも、珠算の伝統は絶えてはいないのです。しかし、電卓が普及した1960年代以前は、計算といえば算盤が無二の道具。商家では、商いを象徴する道具として大切にされました。

下の算盤(枚方市教育委員会所蔵)の珠の数を見てください。算盤の珠は「梁」と呼ばれる仕切りを境に、「天」と「地」に分かれています。天珠2つ、地球5つの合計7つの珠がセットされています。このような算盤は、室町時代末期に中国から伝来してきた当初の姿を伝えるものと推測されています。中国で使われていた16進数の尺貫法に対応するため、一桁に15まで置けるように天珠が2つあるのです。しかし、日本では必ずしも必要ないため、江戸時代に天珠が1つの算盤も考案されました。さらに、明治時代には地球が4つの算盤が発明され、昭和13年に学校教育に導入されたことで、一気に普及しました。



五ツ珠算盤（珠の数は全部で7つ）
37桁 塗箱入り
枚方市教育委員会蔵

お知らせ ★「商いの七つ道具展」開催 ★

枚方宿鍵屋資料館では、4月29日(祝火)から5月31日(日)まで、「商いの七つ道具展」を開催いたします。京街道の宿場、淀川舟運の中継港として栄え、商売も盛んであった江戸時代の枚方。本展では、江戸・明治時代に枚方宿や付近の村落で使われていた、算盤や掛硯、銭箱、看板などの商いを代表する七種類を紹介します。